毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和４年２月22日
火　曜　日

第4900号

目　　次

告　示
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示　1

告　　示

富山県告示第68号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和４年２月22日

富山県知事　新　田　八　朗

１　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市須原字一ノ谷25、字中ノ谷25の３、28の２

２　所在が不分明である通知の相手方

吉山　広三郎

３　通知の内容

１の森林について、令和４年１月７日富山県告示第１号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

４　森林法第 189条による掲示

令和４年２月８日から富山市役所に掲示した。

令和４年２月22日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番